

平成27年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成27年12月1日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第56号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第57号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第58号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第59号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第60号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第61号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 9 議案第62号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について
- 第10 議案第63号 永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第64号 永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第65号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について
- 第13 発委第 3号 「永平寺町の食文化に関する条例」の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3 出席議員（18名）

1番	上坂久則君
2番	滝波登喜男君
3番	長谷川治人君
4番	朝井征一郎君
5番	酒井要君
6番	江守勲君
7番	小畑傳君
8番	上田誠君
9番	金元直栄君
10番	樂間薫君
11番	齋藤則男君
12番	伊藤博夫君
13番	奥野正司君
14番	中村勘太郎君
15番	川治孝行君
16番	長岡千恵子君
17番	多田憲治君
18番	川崎直文君

### 4 欠席議員（0名）

### 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君

住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課 長	森 近 秀 之 君
農 林 課 長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課 長	川 上 昇 司 君
建 設 課 長	平 林 竜 一 君
上 下 水 道 課 長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	南 部 顯 浩 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐々木 利 夫 君
書 記	多 田 和 憲 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月20日、町長より平成27年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開催できますこと心より厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成27年第5回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番、川治君、16番、長岡君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、12月1日から12月16日までの16日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、12月1日から12月16日までの16日間に決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成27年第5回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご

説明いたします。

ことしも残すところあとわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第5回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、人口減少下での地域の活力の維持、創出を図るため、永平寺町人口ビジョンと永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を10月末にまとめました。人口ビジョンで、それぞれの地域がそれぞれの地域の特性を生かして住みやすい環境を確保するため、国と地方が一体となり中長期的視点に立って取り組む必要があるため、人口の現状と将来の展望を提示するものであります。

総合戦略では、住みたくなるまちの実現を目指し、子育て世帯が流入する環境づくりのため、結婚、出産、子育て支援の強化を出発点として、教育・学術研究機関などを初めとした多様な地域資源を積極的に活用しつつ新たな雇用の機会を確保し、あわせて魅力あるまちづくりを進めることで、全体として人を呼び込むことを総合戦略の基本方針としました。将来にわたって活力あるまちであり続けるため、国、県の動向を注視しつつ各施策に積極的に取り組んでまいります。

マイナンバー制度が来年1月から始まるのを前に、本町におきましても、先月中旬から順に個人番号の通知カードが発送され、月末には初回配達がほぼ完了し、そのうち約8割は町民の皆様のお手元に届いております。マイナンバーは、公平公正な社会の実現と国民の利便性の向上のため、社会保障や税の手續、災害対策の分野で活用されます。マイナンバー制度につきましては、町民の皆様にご理解を深めていただくよう、引き続き広報に努めてまいります。

来年3月のオープンを目指して整備を進めております道の駅が、先月5日、国土交通省に道の駅「禅の里」として登録され、27日には、国、県関係者が集まり登録証伝達式が行われたことをご報告いたします。県内では15番目の道の駅となります。多くの観光客が訪れ、地元の方々に親しまれる拠点として、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、この冬の除雪対策について申し上げます。気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量は平年並み、または少ないと予想されておりますが、先月25日には町内の委託業者を、26日には町職員を対象とした除雪会議を開催し、除雪体制の万全を期すよう確認を行ったところであり、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

次に、先般参加しましたイタリア・ミラノ万博について申し上げます。「禅（ZEN）と精進料理の福井」をテーマとしました福井県の出展に参加させていただき、ヨーロッパの方々とお話をするたびに日本への関心、禅への関心を予想以上に感じ、改めて外国人観光客に対するインバウンド観光の重要性をひしひしと感じました。減少が見込まれる国内観光需要の補完に加えて、外貨の獲得や地域の雇用機会創出にも寄与し得ることからも、本町の重要課題と位置づけ、インバウンド観光を推進してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行事業として、観光情報や防災情報を提供する情報発信アプリ導入業務の委託料でございます。

民生費では、老人福祉施設への新規措置入所者の増加による老人福祉施設入所者措置費の不足分や母子父子家庭等医療費助成の不足分等を増額するものでございます。

商工費では、外国人観光誘客の環境整備として、門前商店街エリアの無料公衆無線LAN整備を進める工事費でございます。

土木費では、道の駅「禅の里」の落成式に係る費用及び供用開始までに必要な経費でございます。

教育費では、グリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギー導入推進事業補助金を受けて、サンサンホールの冷暖房設備をバイオマスボイラーに入れかえる工事費でございます。

以上により、一般会計補正予算の総額は9,577万3,000円となった次第です。

これら歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、町債、繰越金等により措置をしております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む3つの特別会計と上水道事業会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算では、歳出で、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の不足が見込まれるため不足分を計上するほか、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によりその不足分を計上しており、その財

源となります歳入については、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、基金繰入金等を充てることとしております。

次に、下水道事業特別会計補正予算では、歳出で、消費税納入金の不足分を計上しているほか、有収水量が当初見込みよりふえる見通しであるため、それに伴う五領川公共下水道事務組合への汚水処理委託料の増額分を計上しており、その財源となります歳入については、下水道使用料、一般会計繰入金等を充てることとしております。

農業集落排水事業特別会計補正予算では、歳出で、消費税納入金の不足分を計上しているほか、県受託事業における設計業務委託料を計上しており、その財源となります歳入については、一般会計繰入金、受託事業収入を充てることとしております。

次に、上水道事業会計補正予算では、歳出で、松岡上吉野地区配水池建設事業の起債返還金及び加算金や、南河内川河川改修に伴う上水道管仮設工事費の増額分等を計上しており、歳入では、受託工事収益等を計上しております。

次に、三町村合併協議のときに作成しました永平寺町新町まちづくり計画の変更について申し上げます。

東日本大震災を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律及び同法の一部を改正する法律が施行されたことにより、市町村建設計画に基づいて行う事業に対する合併特例事業債を活用できる期間が10年間延長できることとなりました。これに伴い、被災市町村以外の合併市町村においても活用できる期間が5年間延長できることとなりましたので、本町におきましても平成32年度まで合併特例事業債を活用することが有利と考え、新町まちづくり計画を変更いたしますので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

そのほか、永平寺町新消防庁舎新築工事とその他2工事の変更請負契約締結について、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

して、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 議案第56号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年11月16日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会より、日程第3、議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長からの報告をさせていただきます。

去る11月26日月曜日午前11時より、全委員及び副町長、総務課長、福祉保健課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

付託議案は1件で、議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

では、内容をご説明します。

この条例の一部を改正する制定は、番号法の施行に伴い、個人番号の利用を識別する必要があることにより、より当該行政機関の事務を処理するために必要な限度で当該行政機関が保有するものを利用することができる内容でございます。また、今後のマイナンバーでの事務処理において必要最小限の手続で必要とされる住民個々の申請書類において手続が省かれる利点等があります。他都市間の申請事務処理移譲の取り扱いをする方々におかれましても、個々の目的において便利な制度の内容であります。

主な意見といたしましては、皆様のお手元にある意見でございました。

今後、このような行政事務処理の必要な追加案件事象がさらに発生した場合は、今後、随時諮る必要があることを確認いたしました次第でございます。

以上、総務常任委員会においては全員賛成で可決とさせていただきました。



妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長さんにぜひお伺いしたいんですが、マイナンバーが施行されて町独自の事業をやっている部門については条例で定めないと、これなかなかマイナンバーを活用できないということからのことだというのはわかるんですが、どのようなときにこれが適用されるのか。単に庁内の使い回しの問題だけではなく、言葉は悪いんですが、利用上の利点の発生するときというのはどういうときなのかというのだけをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 今の金元議員からの質問ですけれども、この事務処理上の利点、どのようなことが発生するかということでございますけれども、いろいろな個人のそういった取得、行政への提供があります。それらにつきまして、今まではいろいろな書類、各課に回ってそういうような書類を請求をしていかなくはならなかった。そういったことについて、流れ的に確実に、確実にというのは言葉あれですけども、そういったスムーズな利便性を得られるものと確信しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長さんの答弁はほんでいいんですが、いまいちわからんのですが、どのようなときにこれが適用されるんかということをやっぱり明確に示さんとあかんのではないか。こういう事業にもこれが、言葉は悪いですけど、使い回しが適用されるんだよというのはわかるんですけど、どういうときにそれが発生するののかというのが私はいまいちわかってないです。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほどのご質問でございますけれども、今回議会のほうにお示しさせていただきました資料提供の中にも書いてございますように、まず1点は、番号法の第9条に伴って、法律に関しての利用事務、これは法で定められた事務の関係によって個人番号を利用することができるものということで、例えば一つの例に挙げますと、まず災害対策基本法なんかで申し上げますと、大き

な災害が発生した場合に県外の避難地のほうへ避難するとか、そういった場合にはマイナンバーを持っていることがその本人の確認になってきます。そういったところであったりとか、あるいは国に対しての申請業務の中で必要な税関係の書類等の添付の問題の解消にもなっております。

また、第9条の別表第2につきましては、情報照会者と情報提供者との情報の連携ができるものということになってございます。これは、町の中で各課の情報連携もあります。あるいは県に対する情報連携もございますし、また国に対する情報連携もございます。そういった情報連携の中でお互いが、こちら側が情報提供する場合もありますし、逆の場合もございます。そういった面で、申請の内容によっては税の書類を取りそろえる必要があるものに対しまして、この表に載っているものについての情報連携がとれるものに関しては全てこちらのほうで管理、確認ができると、1回1回の申請者の手間が省けるといったこととなります。

これから、いろんなマイナンバーの利用についてはさまざまところでの付加価値がついてくる場合もございます。今後、そういったものについては当然慎重に対応させていただきますし、今のところは、こういった第9条のほうにのっとったものの最小限の中で動かしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） そういう内容に入ったところでなしに、もっと入り口のところなんです、住基番号については住基カードが窓口やったんやね。例えばこれもカードを提示しないとだめなのか。でも、今度のマイナンバーというのは全員に振られているわけですね。本人確認も、例えば免許証とか保険証でできるわけですわ。当然行政の中では、こういう条例があれば、その名前と生年月日と本人確認でマイナンバーがわかるわけやね。庁内の使い回しができるということは、言葉悪いですよ、情報の連携ができるということは、そのカードを提示するしないにかかわらず、いろんな申し込みのときに、みんなに振られた番号ですから、その国民全員にそういう利益が享受されるのかということを確認したいんです。言ってる意味わかります？

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 当然、マイナンバーカードを提示するしないにかかわらず、この法にのっとった第9条の、この表にのっとったものについては庁舎の中

で動けるということですので、例えば、申請者のお名前がわかってこちらのほうで番号の把握をしていれば、そういった関係機関とのやりとりができるということになってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 一般の方が結構わかりにくいと思うのは、その個人番号を提示しなくても、先ほど質問にあったように、個人が特定されれば、その行政庁舎内での関係の、例えば、どういうんですか、税務の関係とかそこらあたりはすぐわかるわけでしょう。だったら、たまたまこれは番号法が制定されたからこれが出てきてるだけで、それがなければ別にこんな必要はないわけだから。今までも、今言う個人が確定されているとすればその申請業務も全部できるはずですので。そういう発想ではだめなんですかね。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今のご質問ですけど、単純に言いますと、個人情報観点から、やはりむやみやたらに何でもかんでも、じゃ、行政が情報を取り合っているのかという観点から入りますので、それを初めてこの番号法で、この部分については許可しましょうというのをこの第9条の、番号法の法律のもとで許可する部分を決めているということで、今までも勝手に私らが税務課の書類をとってくるという、そういうことができるという意味ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これは委員長というよりも所管のほうがいいんじゃないかと思うんですけど、さまざまな個人情報が集まってきて、そのとき、この別表なんか見ますと、具体的にその町民に対して、サービスというのか、処置というのか、いろいろ言い方は別としても、それ以外に、例えば予防的にこういう情報というのは活用することができるのかできないのかなという。例えば福祉であれば、そこまでやったらちょっとやりにくいかもわからんけれども、今仮にこういう病気にかかるとか、あるいはそういうひとりとか独居とかさまざまな情報がとれると思うんですけども、それを予防的に集めて一つの対策として活用するというようなことは、これ別表には書かれてませんから、そういうことに関しては、従来どおりあんまり変更がないというのか、今後そういったことも、これは国の

方針によってあり得るのかという可能性。もしわからなきゃわからない、検討するんなら検討するで結構です。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） これからの、まず差し当たっては、この番号法の第9条にのっとりたものでしっかりと運用をさせていただく。ただ、今ほど議員さんおっしゃったように、今後の利用の範囲の拡大、そういったものについては、やはり社会の情勢等々、また地域の特性があるかと思えます。そういった特性を踏まえながらしっかりと対応していくべきだと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） そういうふうに、今後、多様性あるいはニーズによっては、やはり今回みたいなこういう条例ではっきりと明文化してその範囲を越えないというような考え方でいいということですか。その辺の。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 当然明文化をしていく必要性があると思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第56号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第4 議案第57号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第58号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第59号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第60号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第61号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第8、議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第8、議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

総務費では、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行事業として、観光情報や防災情報を提供する情報発信アプリ導入業務委託料を計上しております。

民生費では、老人福祉施設への新規措置入所者の増加等による老人福祉施設入所者措置費の不足分や母子父子家庭等医療費助成の不足分等を計上しております。

商工費では、外国人観光誘客の環境整備として、門前商店街エリアの無料公衆

無線LAN整備を進める工事費等を計上しております。

土木費では、道の駅「禅の里」の落成式に係る費用及び供用開始までに必要な経費を計上しております。

教育費では、グリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギー導入推進事業補助金を受けて、サンサンホールの冷暖房設備の入れかえを行うバイオマスボイラー設置工事費等を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は9,577万3,000円となった次第です。

これら歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、町債、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第58号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の不足が見込まれるため不足分を計上するほか、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によりその不足分を計上しており、その財源となります歳入については、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、基金繰入金等を充てることとしております。

次に、議案第59号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、当初予算において消費税納入金の歳出に誤りがあったため、不足分を計上しているほか、有収水量が当初見込みよりふえる見通しであるため、それに伴う五領川公共下水道事務組合への汚水処理委託料の増額分を計上しており、その財源となります歳入については、下水道使用料、一般会計繰入金等を充てることとしております。

次に、議案第60号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、当初予算において消費税納入金の歳出に誤りがあったため、不足分を計上しているほか、県受託事業における設計業務委託料を計上しており、その財源となります歳入については、一般会計繰入金、受託事業収入を充てることとしております。

次に、議案第61号、永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

歳出では、松岡上吉野地区配水池建設事業の起債返還金及び加算金や、南河内川河川改修に伴う上水道管仮設工事費の増額分等を計上しており、歳入では、受

託工事収益等を計上しております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,577万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,343万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございします。

第2条、地方債補正については、6ページの第2表、地方債補正によるところでございします。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、委託料1,000万円は、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行事業として、スマートフォンやタブレットを使い映し出される画像や地図上に、文字、写真、映像を表示する情報発信アプリ導入業務委託料を計上するものでございします。

下段の款3民生費、目4老人福祉費、扶助費575万7,000円は、老人福祉施設への新規措置入所者の増及び入所費用の改定による老人福祉施設入所者措置費の不足分を計上するものでございします。

13ページをお願いいたします。

中段の款7商工費、目3観光費、工事請負費515万2,000円は、外国人観光誘客の環境整備として、門前商店街エリアの無料公衆無線LAN整備を進めるものでございします。

その下の越前加賀宗教文化街道広域観光推進事業負担金390万円は、永平寺町、あわら市、勝山市、坂井市及び石川県加賀市の4市1町で構成する越前加賀宗教文化街道推進協議会が実施する広域観光推進事業に対する負担金を計上するものでございます。

下段の款8土木費、目1道路橋梁総務費では、道の駅「禅の里」の落成式に係る費用及び供用開始までに必要な経費143万円を予算化するものでございます。

14ページをお願いします。

同じく款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費及び項3河川費、目1河川総務費では、いずれも県事業に対する町負担金として、県営道路整備事業負担金180万円、永平寺ダム工事費負担金41万2,000円を計上するものでございます。

15ページをお願いします。

下段の款10教育費、目1社会教育総務費、工事請負費102万円は、あんどん山車の解体撤去に係る経費を予算化するものでございます。

同じく目6文化会館費では、グリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギー導入推進事業補助金を受けて、サンサンホールの冷暖房設備の入れかえを行うバイオマスボイラー設置工事費及び工事監理委託料、合わせて5,039万3,000円を予算化するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、目2民生費負担金、保育料負担金1,230万2,000円の減額及び款12使用料及び手数料、目6教育使用料、幼稚園授業料78万円の減額につきましては、県のすくすく保育支援事業の対象年齢が引き上げられたことに伴い、保育料収入及び幼稚園授業料収入の減額を計上するものでございます。

中段の款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金及び目4商工費国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は、情報発信アプリ導入業務委託料1,000万円、越前加賀宗教文化街道広域観光推進事業負担金390万円の財源として計上するものでございます。

下段の款14県支出金、目2民生費県補助金、すくすく保育支援事業補助金654万1,000円は、県のすくすく保育支援事業の対象年齢が引き上げられた



ことに伴い対象児童数が増加したため、補助金の追加を計上するものでございます。

同じく目3衛生費県補助金、公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金5,000万5,000円は、災害時に避難場所や防災拠点となる施設の機能維持を図ることを目的に国のグリーンニューディール基金を活用して実施する再生可能エネルギー等導入事業において、サンサンホールのバイオマスボイラー設置工事の実施設業務が完了したので、同事業の財源として同補助金の追加を計上するものでございます。

同じく目5商工費県補助金、観光施設等無線LAN整備事業補助金300万円は、門前商店街エリアの無料公衆無線LAN整備工事の財源として計上するものでございます。

10ページをお願いします。

款18繰越金594万9,000円は、12月補正の財源として平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

款20町債、合併特例債2,900万円は、ふるさと創造プロジェクト事業の平成27年度施行分の充当財源として予算化するものでございます。

以上、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,236万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,469万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、19ページから20ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

25ページの歳出から申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費4,283万6,000円及び項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,169万4,000円は、それぞれ不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。

款6共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金3,609万7,000円は、それぞれ不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。

00円は、額の確定により、その不足分を計上するものでございます。

款9諸支出金、目2償還金、過年度分国庫支出金等返還金173万4,000円は、平成26年度分の国庫、県支出金の精算に伴う返還額を計上するものでございます。

これらの財源といたしまして、23ページのとおり、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、基金繰入金、前年度繰越金を計上しております。

以上、議案第58号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億345万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、30ページから31ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

35ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費、公課費845万7,000円は、当初予算において消費税納入金の算出に錯誤があったため、不足分を予算化するものでございます。

款2下水道事業費、目1公共下水道維持管理費、委託料329万2,000円は、有収水量が当初見込みより増加になる見通しであるため、それに伴う五領川公共下水道事務組合への汚水処理委託料の増額分を予算化するものでございます。

お戻りいただきまして、34ページをお願いします。

歳入では、款2使用料及び手数料、目2公共下水道使用料、現年度分下水道使用料329万2,000円は、有収水量が増となる見込みのため、それに伴う料金収入の増加分を予算化するものでございます。

そのほか、12月補正の財源として、一般会計繰入金、前年度繰越金等を計上しております。

以上、議案第59号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の説

明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,150万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、39ページから40ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

44ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費、公課費266万7,000円は、当初予算において消費税納入金の算出に錯誤があったため、不足分を予算化するものでございます。

款2農業集落排水事業費、目1上志比地区農業集落排水建設費、委託料136万1,000円は、南河内川の月橋かけかえに伴い、同橋に添架してある下水道管を本設するための工事設計委託料を予算化するものでございます。

これらの財源といたしまして、43ページのとおり、一般会計繰入金266万7,000円と受託事業収入136万1,000円を計上しております。

以上、議案第60号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的支出補正額430万2,000円を追加いたしまして、補正後の収益的支出予算総額を3億8,339万9,000円に、また、第3条のとおり、資本的支出補正額4,467万円を追加いたしまして、補正後の資本的支出予算総額を2億7,306万8,000円とお願いするものでございます。

49ページをお願いします。

下段の収益的支出では、款1水道事業費用、項2営業費用、目3受託工事177万円は、南河内川河川改修に伴う上水道管仮設工事費の増額分を計上するものでございます。

また、項2 営業外費用、目2 消費税及び地方消費税2 7 1万2, 0 0 0円は、当初予算において消費税納入金の算出に錯誤があったため、不足分を計上するものでございます。

同じく目3 その他の営業外費用1 2 0万円は、松岡上吉野地区配水池建設事業の起債返還に伴う加算金を計上するものでございます。

同じく目4 繰延勘定償却1 3 8万円の皆減は、平成2 6年度からの新会計基準移行に伴い繰延勘定償却が廃止されたため、全額を減額するものでございます。

上段の収益的収入では、受託工事収益1 7 6万9, 0 0 0円を計上しております。

5 0ページをお願いします。

下段の資本的支出では、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水設備改良費6 7万円は、南河内川大月橋かけかえに伴う設計業務委託料を計上するものでございます。

また、項2 企業債償還金、目1 企業債償還金4, 4 0 0万円は、松岡上吉野地区配水池建設事業の起債返還金を計上するものでございます。

上段の資本的収入では、建設改良費負担金6 7万円を計上しております。

以上、議案第5 7号、平成2 7年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第6 1号、平成2 7年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5 7号から議案第6 1号までの5件を、会議規則第3 9条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長

に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第9 議案第62号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律及び同法の一部を改正する法律が施行されたことにより、市町村建設計画に基づいて行う事業に対する合併特例事業債を活用できる期間が10年間延長できることとなりました。また、被災市町村以外の合併市町村においても活用できる期間が5年間延長できることになりましたので、本町においても平成32年度まで合併特例事業債を活用することが有利と考え、新町まちづくり計画を変更いたしますので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） それでは、議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての補足説明をさせていただきます。

58ページをお開きください。

新町まちづくり計画は、合併前に、合併後の新町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図るための指針として、平成17年3月に吉田郡三町村合併協議会によって策定をさせていただきました。この計画では、合併後10年間の主要事業及び公共的施設の整備計画及び合併後15年間の財政計画を定めております。これによりまして、これまで建設計画に基づく合併特例事業債——合併後10年間でございますが——を活用しましたまちづくりに取り組み、新町の一体化と均衡ある発展を図ってきたところでございます。

しかし、東日本大震災により合併特例事業債適用期間が5年間延長され、平成

32年度までとなりました。本町においても平成32年度まで合併特例事業債を活用することが有利と考えまして、今回、建設計画を変更するものでございます。

59ページから72ページまでは、この計画変更に伴う新旧対照表でございます。

計画変更の主な点としましては、合併特例事業債適用期間の5年間延長に合わせて、主要事業及び公共的施設の整備計画を10年間から15年間に延長をさせていただきます。また、本計画は、合併前の今から10年前に策定されたものでございますので、当初計画の人口等の推計値及び各種指標の見通しの数値、また一部文言を修正をし、新規事業の追加をさせていただきました。財政計画におきましては、修正した事業での推計条件で変更しまして修正をさせていただきました。

なお、今回の変更は、あくまで合併特例事業債適用期間の延長のみを念頭に置いておりますので、当初計画を全面見直しするものではございません。

以上、議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、説明の中では、いわゆる合併特例債の延長に伴うものということですが、主な事業としてとかっていうことは言いつつ、説明が余り具体的ではないですね。そういう中で、やっぱり目玉となるものは何なのかというのをね。これちょっとわかりやすく説明していただくとありがたいんですが。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 主なものといいますが、10年前につくったときの主な政策、もう既に終わっている政策もございまして。ただし、10年前にはなかった事業、例えば国体とかそういう新しい事業がもう既に幾つか入ってきております。そういうなのは、今後、合併特例債を活用できるんじゃないかということで、新しく出た事業を幾つか入れさせていただいております。

あと、もう既に終わった事業とか文言が少し変わったとか、そういうところの修正はさせていただいております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この中で私は、今、まち・ひと・しごと総合戦略とあわせて人口の推計も本町は新しく出しましたけれども、当時は人口をふやそうという機運の中で計画をつくってきた面もあると思うんですね。

ところが、合併以後、合併は究極の行政改革、行革だということで進め、それに乗らないと自治体が存続していけないよというおどしのもとで合併が進められたと思うんですね。実際そうでしたよね。

そういう中であることなんですけど、やっぱり人口がふえてこないということの一つに、一極集中って今言われてますけど、ふえてこないことの一つに、例えば合併して役場がなくなる、それに関連するものもなくなる、人の流れが変わる、なお過疎を促進してきたというか、過疎になるような方向性、まるっきり逆の方向が示されて、それに乗ってしまったのではないかと私は思っているんです。これは役場がなくなれば、本当にその地域で職場が、若い人たちの大きな職場がやっぱり減っていくというのは、以前から私は言ってますけど、そんなことについての何か、この計画の変更の中で数値目標の変更も入っているわけですから、何か考えての上での変更なんじゃないでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） ちょっと先ほど説明もさせていただきましたが、今回は合併特例債、これに期間延長を念頭に置いてつくらせていただきました。というのは、全面見直ししますと、またいろんな策定委員会とかをいろいろ設置する、また町の全体のことですので時間もかかることですし、合併特例債はあともうすぐ、10年で終わってしまいますので、今回はその期間と、あと文言、あと新しく5年延びて新しい事業とか既に新しく名前が変わっているものとか、そういうもののみ変更をさせていただいた次第でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） あと付託されれば、委員会審議を経て委員長への質問、本格的な質疑の時間がなくなるんでここで聞いておきたいと思って今立ってるわけですが。

確かに合併特例債をどう使っていくかということで、それがどう使われてきたかということちょっとやっぱり思いつきのことも、計画には入っていないながら思いつきのところもあるのではないかと、立地の問題とか含めて思っているところはあります。と同時に、合併が示したバラ色の展望、それを、言葉は悪い

ですけれども、釣る餌として合併特例債が示されたわけですね。これは間違いな  
いですよ。それに追い込んでいったという、国の地方交付税の、いわゆる、何  
というかな、法律に基づかない削減というのがあると、さらにおどしをかける  
ということで追い込んできました。結果、今、合併特例債の延長という機会に数値  
の変更なんかも簡単に行うという話ですけれども、その辺は僕は1回どこかで、  
合併10周年にもなるので、こういう目標値の設定の見直しも含めて十分研究し  
ておかないといけないんじゃないかなとやっぱり思います。

ただ、実際はこうなってこなかったんでこうしますというやり方はあんまりよ  
ろしくないんじゃないかなと思うんですが、その辺どうお考えでしょう。町長な  
んか何か思うところがあれば。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 合併前にこの新まちづくりの計画ができたときには、10年  
後には人口が2万4,000人になっていて世帯も1万世帯になっているという、  
そういった推計だったんですが、現在今1万九千何人ということで、この5年間、  
そういった中で今からこれ5年間延長できることになりますと、改めて今まち・  
ひと・しごとでの人口推計も出てきました中で、公共施設の再編であったり、先  
ほど課長言いました新しい国体とかそういったことにもこの5年間でさらに利用  
できるということは大きなことになると思ってますし、もう一つ、まち・ひと・  
しごと総合戦略の中で4本の柱を立てたわけなんです、その中で、やはりこの  
地方創生の中で町の独自性のいろいろな事業の中でもまた5年間使えるというこ  
とは非常に有利なことかなとも思ってますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） この細かい数値はいろいろ修正したほうがいいとい  
う話でございますが、町には総合振興計画というものがございまして、来年度見  
直しをかけていきますので、その時点で新しい数値とか推計とかをきちっと出し  
ていくつもりでございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号を、会議規則第39条第1項の規定  
により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ご  
ざいせんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。11時15分から再開いたします。

(午前11時05分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第10 議案第63号 永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について～

～日程第11 議案第64号 永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の工事請負変更契約の締結について～

～日程第12 議案第65号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についてから日程第12、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についてから日程第12、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についてから議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第63号から65号につきましては、平成26年12月16日に議会の議決を得た工事請負契約について、融雪設備の整備、町道等の整備、自家発電設備の変更工事及び庁舎工事の延期に伴う消防救急デジタル無線、高機能消防指令センターの整備並びに職員研修の延期による工期の延期及び請負額が増額となりましたので、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

これら議案3件の詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） ただいま一括上程されました議案第63号から議案第65号までの補足説明をさせていただきます。

これら議案3件は、平成26年12月16日に議会の議決を経た工事請負契約について、契約相手方と請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第63号の補足説明をさせていただきます。

変更契約の概要につきましては、工事名、永平寺町新消防庁舎新築工事。変更前の工期、平成26年12月17日から平成28年1月29日。変更後の工期、平成26年12月17日から平成28年3月11日。変更前の契約金額、5億7,215万1,600円。変更後の契約金額が6億1,064万4,960円。変更増の金額が3,849万3,360円でございます。また、契約の相手方が株式会社見谷組・永和建設工業株式会社特定建設工事共同企業体。代表構成員、福井県福井市丸山1丁目1118番地、株式会社見谷組、代表取締役、見谷貞次。

以上でございます。

続きまして、議案第64号の補足説明をさせていただきます。

変更後の契約の概要につきましては、工事名、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）。変更前の工期、平成26年12月17日から平成28年1月29日。変更後の工期、平成26年12月17日から平成28年3月11日。変更前の契約金額、7,981万2,000円。変更後の契約金額、8,455万6,440円。変更増金額が474万4,440円。契約の相手方、伊藤電機設備株式会社・株式会社豊島電工松岡営業所永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工

事) 特定建設工事共同企業体。代表構成員、福井県福井市順化2丁目2番1号、伊藤電機設備、代表取締役、伊藤仁一郎。

以上でございます。

続きまして、議案第65号の補足説明をさせていただきます。

変更契約の概要につきましては、工事名、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事。変更前の工期、平成26年12月17日から平成28年2月29日。変更後の工期、平成26年12月17日から平成28年3月14日。契約の相手方、石川県金沢市南町4-47、沖電気工業株式会社北陸支店、支店長、杉岡亮輔。

以上、一括上程されました議案第63号から議案第65号までの補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号から議案第65号までの3件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第13 発委第3号 「永平寺町の食文化に関する条例」の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第13、発委第3号、「永平寺町の食文化に関する条例」の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 産業建設常任委員会からの関連しましてご説明させていただきます。

永平寺町の食文化に関する条例の提案でございます。

永平寺町の食の普及促進を行い、自然の恵みである食の時間をともにすることで家族や地域のきずなを深め、永平寺町外に人たちにも永平寺の食文化の歴史を味わっていただくために、また永平寺町の食を味わい、郷土の地酒で乾杯していただくなど、地産地消の推進を行うことにより関連産業の発展に図られ、郷土へ感謝の気持ちや仲間との親睦が深まり、来町者に対するよりよいおもてなしにつながるることとなります。

永平寺町の食文化の継承及び振興について、町民、事業者及び町の役割を図る事項を定めることにより永平寺町の食文化の維持と発展を推進するため、本条例を提案するところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これは発委3号で、提出者は産業建設常任委員会としての提出になるということによろしいんですか。

また、そういう中で論議されたことがあればね、あわせて今、提案のときに示しておいていただいたほうがいいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） これは、20日の全協で皆様方に提案させていただきました案で、26日の全協により、皆さんからいただいた二、三のご意見をもとに産業委員会において審議しましたところ、全員多数で可決された条例でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 一つお聞きします。

話題になったかどうかちょっと確認したいんですが、永平寺町の食文化に関する条例ということで、永平寺町には、いろんな食材も含め、また永平寺の禅に関するような精進料理も含め、いろんな食材に関する文化があると思います。それを町民として、また町を愛するとして永平寺町の食文化をいろんな、にわたって推進していこうということでの条例だというふうに考えております。

この条例に対して全般的に否定するものでも何でもありませんが、第8条のところで「本条例の通称名を『いただきます カンパイ条例』とする。」という件ですが、これについてはどういうふうなご意見の中から出てきたのかということを確認したいと思います。「永平寺町の食文化に関する条例」でいいんじゃないかなというふうな気が私はするわけですが、そこらあたり、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 皆様ご存じの、この条例の中に書いてありますように、霊峰白山を源流といたしまして、白山の一滴の水からお米がとれたり農作物がとれたり、そしてそういうものの食に関する条例でございますが、それと同時に、皆さんもご存じのとおり、小学校、中学校の給食の中で無言の昼食ということで、感謝の気持ちを持ち「いただきます」という挨拶の中でこういう条例を入れたらどうかと私は、委員会においてもそういうことで条例が完成されたと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 「いただきます」という形はいいんですが、その後ろにある「カンパイ条例」とするところが、その食文化に関するいろんな形での食文化、精進料理も含めていろんな形であるわけです。ですが、その中での「いただきます カンパイ条例」ということになれば、いろんな乾杯というのが、通常、酒を酌み交わすときの乾杯になりますので、そこらあたりが非常に私は違和感を感じるわけなんです、ほかの議員さんからもそういう発案というんか、それはなかったわけでしょうか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 委員会においては、今ご質問のとおり発案というのはなかったわけでございますが、ここに書いてあるように、一応永平寺町食文化に関する条例の通称といたしまして「いただきます カンパイ」と。各会合その他におきまして乾杯とされるときに、少しでも永平寺町の地酒の推進に努めていただきたいと思いますと思って「カンパイ条例」とさせていただきました。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 二度質問に立って申しわけないんですが、僕は8条の「いただきます」というのがいただけんと思うんです。何でほんなこと言うかといった

ら、これ「いただきます」というのは、ある意味、日本人特有っていえば特有なんかも知らんですけれども、その宗教によっても違うし、いろんな意味があるんですね。だから僕はこれは入れないほうがいいと思うんですね。そこは十分考えてほしいと思います。その辺はどうお考えでしょう。

本当ですよ。「いただきます」というのは、世界共通か、全国共通か、福井県共通かって思われているんかも知らんですけど、そうではないですよ。宗教によってはいろいろ違うということもあるので、そこは十分考えてほしいと思いますね。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 今おっしゃいますとおり、宗教、いろんなことございますが、我々、何においても禅の心ということですから感謝の気持ちですね。感謝の気持ちを持ってただ「いただきます」と手を合わす心が大切じゃないかなと思いますので、そうさせていただいたと。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 宗教とかなんとかというのは、理屈つけりゃいろいろあるんですけれども、ただ純粹に日本人としてね。私も孫いますけれども、必ず「いただきます」を言わなければ一切のものを与えないというね、それはそれぞれの考え方がありますし。ただ、難しく考えんとね。もう本当に自然の、宗教だといえれば宗教かもわからんけれども、ただ心から「ありがとうございます」「いただきます」と言うのと。

乾杯って別にね。お酒飲むことも乾杯ですけれども、皆さんこう集まったときに、私お酒苦手やからお水でもいいし、お茶でもいいしね。それでもみんなで楽しくこのひとときをとという意味での乾杯という意味もありますんで、その辺は委員会の中でも反対は出なかったですけどね。宗教云々とかわけのわからん理屈は出ませんでしたけれども、素直にやろうということです。

以上です。

○議長（川崎直文君） ご静粛にお願いします。

○9番（金元直栄君） 言い方がひどいわ。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○9番（金元直栄君） 大体発言の中で人をばかにしてるんや。

○1番（上坂久則君） してない、してない。

○2番（滝波登喜男君） この条例に関しての委員長からの質疑あるいは意見を求め

られましたので私も通告をしておった中の1点で、やはりこれ商工会さんからの陳情によりこの条例ができたということで、じゃ、商工会さんの意図は具体的にどうということかということをお私質問しているんですが、ぜひその商工会さんとの話し合いをされたようなので、商工会さんの意図はどういうところかということが1点と。

あと、この条例をつくって具体的に何かするのでしょうかが2点目。

3点目、この条例を発信していくということですが、具体的にどのように発信をしていくんですか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 10月20日に永平寺町商工会会長から永平寺町に「カンパイ条例」という陳情書をいただきましたんですけども、その中で私と、議長もおられたんですけども、議長のほうに出されたんで、それで審議をしまして、委員の方二、三とご相談をさせていただきいろんな文面を読ませていただいた中で、これはこうだとか、こういうものは永平寺町にはふさわしくないとか、いろんな議論がございまして、それで今新しくさせていただいたのが、委員会において出ました永平寺町の食に関する条例でございます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午前11時34分 休憩）

---

（午前11時51分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に戻り再開いたします。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、この条例に関して、第8条が新たに加わっているということを鑑み、この条例を再度審議することを提案したいと、動議としたいと思っております。私の提案に対して賛同いただけることをよろしくお願ひしたいと思っております。賛同者を求めます。

議長のほう、取り扱いをお願いいたします。

○議長（川崎直文君） ただいま、8番、上田君から、発委第3号については、再度、産業建設常任委員会に再付託することの動議が提出されました。

この動議には賛成者がありますので、成立いたしました。

ただいまの8番、上田君の動議を議題として採決いたします。

発委第3号、「永平寺町の食文化に関する条例」の制定について、再度、産業

建設常任委員会で審議することの件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

再審議の動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数であります。

したがって、発委第3号については産業建設常任委員会で再審議することの動議は可決されました。

発委第3号、「永平寺町の食文化に関する条例」の制定については、再度、産業建設常任委員会で審議することに決定となりました。

暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

---

(午前11時54分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日12月2日から6日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月2日から6日までを休会とします。

7日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時55分 散会)